

大阪狭山市重層的支援体制整備事業の取組み予定

●実施方法 新たな機能の3事業を大阪狭山市社会福祉協議会に委託

●実施日 令和3年4月1日～

●多機関協働事業

複数の相談支援機関等相互間の連携による支援体制の整備、単独の相談支援機関では対応が難しい者・世帯の支援の方向性の整理等

(主な取組内容)

相談受付(各相談支援機関やアウトリーチ等を通じた継続的支援事業等からつながったもの)、アセスメント(相談支援機関等への依頼を通じて行う相談者本人や世帯の状態把握)、プラン作成(各相談支援機関等の役割分担、支援の方向性の決定等)、重層的支援会議の開催(関係機関の役割分担、支援の方向性の共有)、モニタリング等

(現:多機関の協働による包括的支援体制構築事業:モデル実施令和元年11月1日～)

多機関の協働による包括的支援体制構築事業は、いわゆる「たらい回し」といった事態が生じないように、包括的に受け止める総合的な相談支援体制の構築を図る。

また、支援包括化推進員は、制度の狭間に位置して支援が困難な要支援者への支援を担任するものです。

●アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

既存制度の狭間にいる者、支援が届いていない者、各相談支援機関等からの情報をもとに把握した者等への継続的な訪問支援等

(主な取組内容)

重層的支援会議や各相談支援機関との連携等による情報把握、本人と接触するまでの各種取組(メール、SNS、オンライン相談等)、家庭訪問、同行支援等

●参加支援事業

既存制度の狭間に陥る支援ニーズが生じる背景に存在する、人や地域とのつながりの希薄といった課題を抱える者や世帯に対する社会とのつながりの創出等

(主な取組内容)

利用者ニーズを踏まえた参加支援メニューとのマッチング、社会参加に向けた支援メニュー開拓、利用者への定着支援、受け入れ先(企業等)へのフォローアップ等

(現:地域力強化推進事業:モデル実施令和2年4月1日～)

地域力強化推進事業は、すべての人々が、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会の実現」をめざし、自治会や地区福祉委員会等の地域組織が主体となり、地域の問題を住民同士で互いに支え合って解決に結び付けようとする、自主的な地域福祉活動を支援するものです。

また、地域の中の要支援者等の個別の相談や地域の困りごとなどの地域課題を、分野を超えて包括的に地域で受け止め、支援につなげることができる体制づくりも進めていきます。